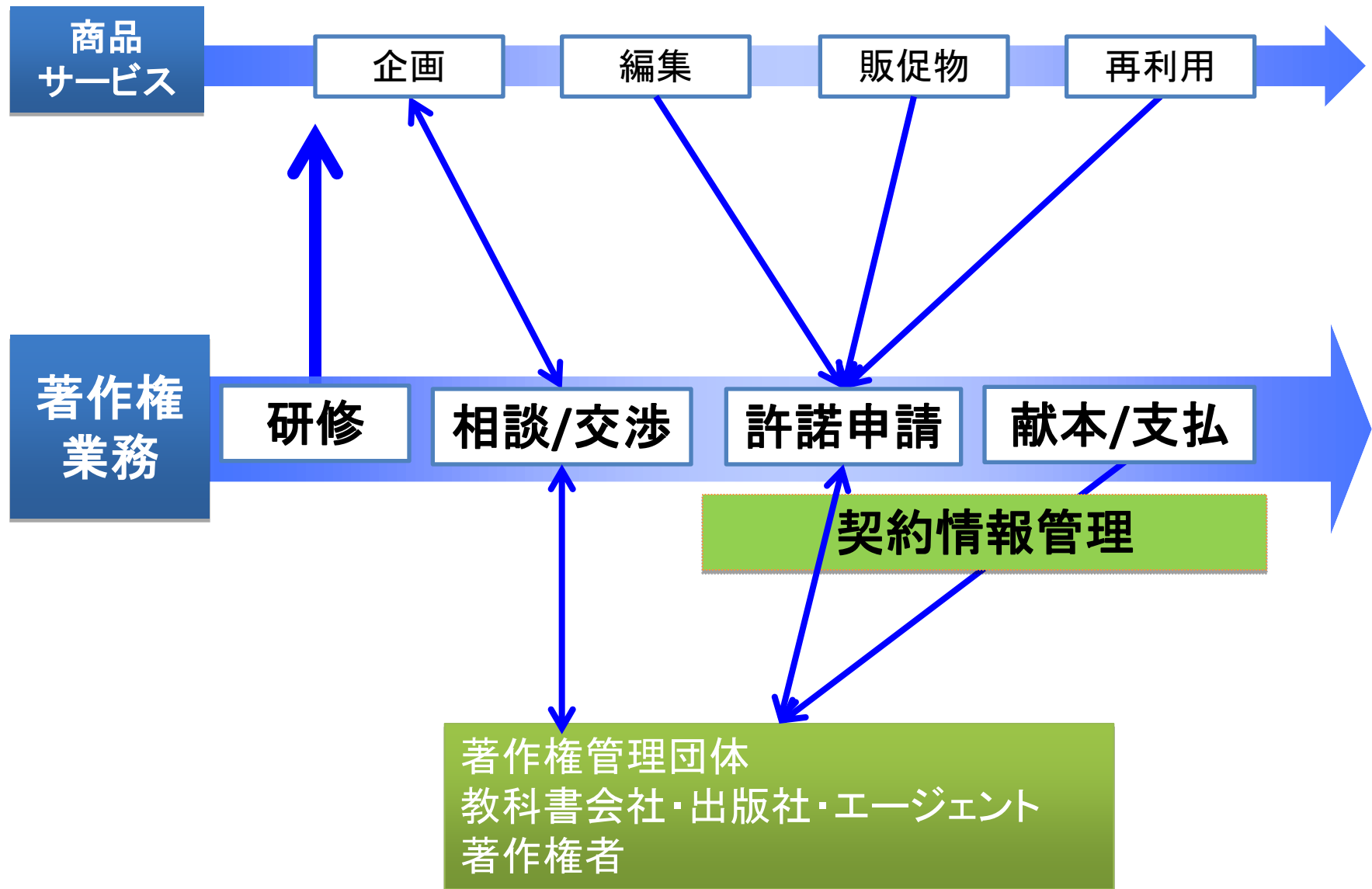


教材における著作権処理の現状と問題点

ベネッセコーポレーション
コンプライアンス部 小林圭一郎

■ 著作権の仕事～正しく合理的に著作物を利用するための 啓発、交渉、申請・支払、仕組み作り



■ 教材への著作物利用の特徴

- ・利用著作物が多種多様
- ・多品種小ロット
- ・間接コスト大
- ・教科書・入試問題の二次利用と制約（権利制限外）
- ・デジタル化による課題（コスト、利用制限）

【参考】著作物の種類と利用料・間接費比較（弊社例2013年）

	申請件数	取引先数	使用料/ 件	間接費/ 件	申請・コストの特徴
国語 素材文	3万件 以上	約 3,600 件	1.0	0.54	文藝家協会が三分の一。 ビジュアル著作権協会のほかは、 著作権者に個別申請。文藝家協 会の料金規定を準用。
写真			0.75	0.44	フォトエージェント、新聞社、 神社仏閣、企業・団体など。企 業・団体等は無償利用もあり。 他は個別料金規定に基づく。新 聞社系写真は値上げ基調。
英語 素材文			1.95	2.14	出典特定・交渉・支払いに手間。 出版社、エージェント等に個々 に申請して指値で支払い。値上 がり基調。 出典不明のものは裁定制度利用。
裁定利 用		文化庁	1.3		

その他、教科書配列利用・複製翻案、映像、図版、音楽著作物等

★使用料と間接費は1件当たり国語素材文の使用料を1.0として指数化

■ 二次利用の制約

教科書・教師用指導書

教科書会社

33条による権利制限
補償金

著作権者

試験問題

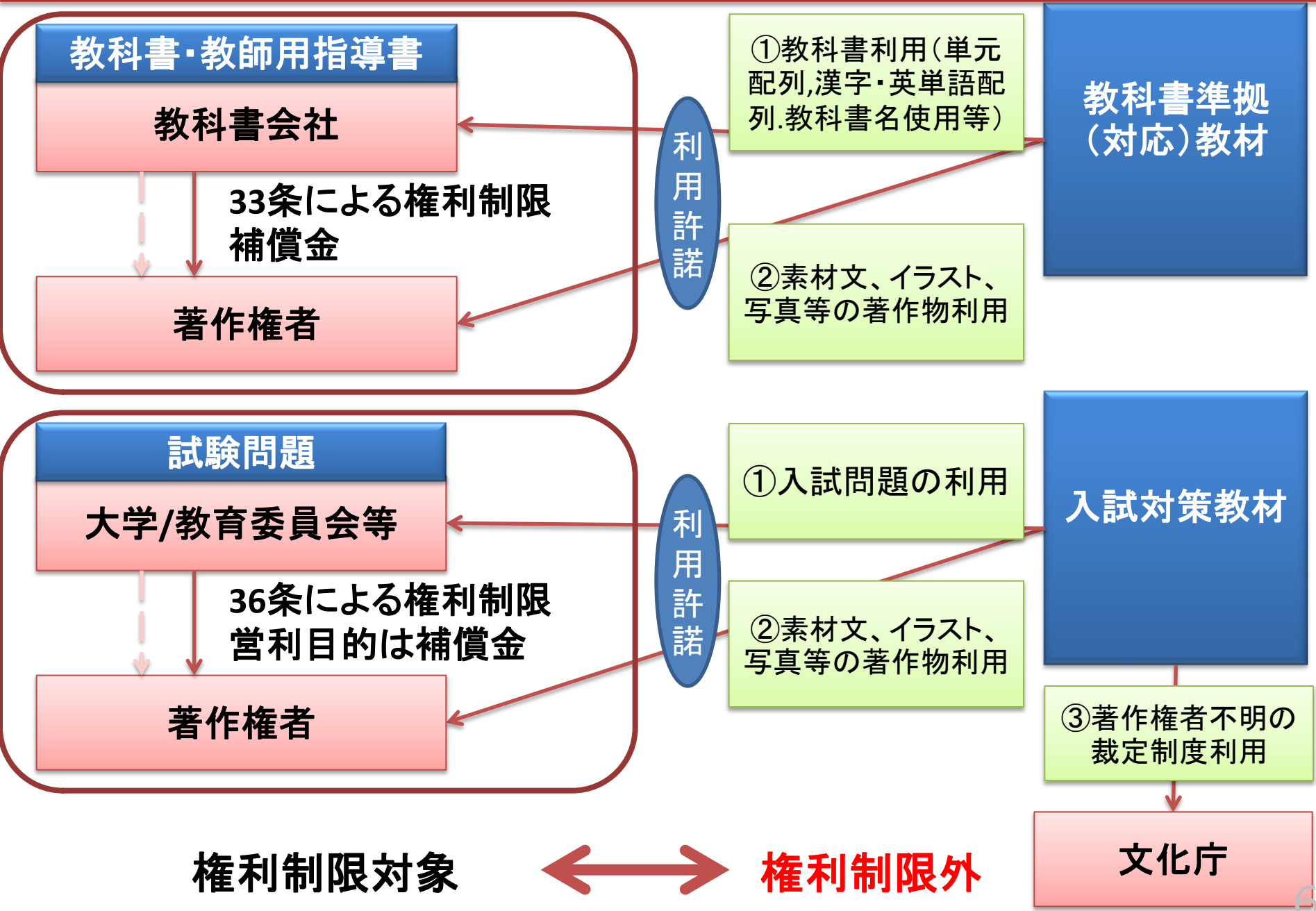
大学/教育委員会等

36条による権利制限
営利目的は補償金

著作権者

権利制限対象

■二次利用の制約



■二次利用の制約

- ・学校、家庭、塾等で利用される教科書準拠教材・入試対策教材は学習上なくてはならないもの。
- ・教科書や入試問題（公衆送信含む）は権利制限で利用できるが、二次利用には権利制限は適用されない。

①改変や出題意図を理由に許諾が降りない

- ・学習上必要な改変（英語）

②著作権者・出典がわからない

- ・大学入試問題の出典明示率の低さ
 - ⇒大学への働きかけ、問い合わせ
 - ⇒裁定制度利用

③公衆送信の利用に許諾が降りにくい（非一任）・降りない

【参考】大学入試英語問題における出典情報明示の状況

公開された国公立大学・私立大学の一般入試における、英語の出典明示状況。
集計対象は、「読解問題」で「会話・対話文」を除く「50語以上ある問題文」。
2011年度が1,391問、2012年度が1,387問、2013年度が1,389問、
2014年度が1,410問、2015年度が1,465問（約170大学）が対象。
（海外著作権連絡協議会、ベネッセグループの入試分析データによる集計結果）

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
国公立大	66.0%	63.8%	68.7%	73.9%	76.9%
私立大	27.5%	31.2%	33.6%	30.6%	32.5%
合計	36.2%	39.3%	42.3%	40.9%	43.3%

【参考】大学入試英語問題における改変の状況

公開された国公立大学の一般入試で、出典明示のある大問のうち、
adapted／modified／edited／based／改変／加筆／一部省略／～に基づく／～より作成／～参考にしたなどの言葉がある大問数の比率

(海外著作権連絡協議会、ベネッセグループの入試分析データによる集計結果)

	国公立	私立	計
2011	73%	72%	73%
2012	63%	67%	66%
2013	71%	60%	64%
2014	69%	61%	64%
2015	76%	68%	71%

■デジタル化への課題

デジタル化による教材の変化

- ①紙とデジタルの特長を生かした**組み合わせ**（ハイブリッド教材）
- ②音声・映像利用など利用著作物や**使い方の多様化**
- ③利用者の状況に応じた教材の**個別提供の進化・深化**
 - ⇒多くのコンテンツを用意するが、利用者数のばらつきが大きい
 - ⇒全体としては**利用者数の少ないケースが多くなる**

著作権の申請・支払いの現状

- ①利用目的・利用媒体ごとの許諾申請・使用料支払い（紙の複製+譲渡、デジタルの複製+公衆送信）
- ②複製や公衆送信のみならず、上演、演奏、隣接権などの支分権が関連してくる
- ③著作物の公衆送信利用の料金規定が小ロット利用に対応していない



使用料・間接費コスト増の方向

■ 問題解決への取り組みと期待

著作権者との合意の上で、適正で合理的な申請・円滑な利用ができるように
⇒ 管理団体や著作権者とのご相談。ライセンスでのカバー領域を増やす
⇒ 大学等への協力要請（出典明示）
⇒ 努力しても解決できない部分への法改正の要望

1. 管理団体や著作権者とのご相談

- ① 小ロット利用に対する料金規定。包括型のルールづくり
- ② 公衆送信利用の非一任型⇒一任型

2. 大学への働きかけ

- ① 出典明示（あるいは問い合わせ時の情報開示）のお願い

3. 法改正の要望（セーフティネットとして）

- ① 33条や36条で権利制限を受けたものを二次利用する教材にも権利制限を準用し、利用できないものをなくしたい。
 - ・・・「デジタル版教科書」の検定範囲の議論に関連
- ② 利用者が事後補償金を著作権者に支払う
 - ・・・ライセンスによる利用との併用前提
 - ・・・著作権者のオプトアウトの反映が必要

【参考】大学への働きかけ（海外著作権連絡協議会有志）

大学・短期大学の入学試験に関係する皆様へ
入試問題を教材出版社や塾・予備校へ安心して交付いただくために

2014年1月

海外著作権連絡協議会有志

入試問題の残部配布は、必要と認められる限度において、著作権法上認められています。一方で、著作権管理団体等から適法適正な利用に向けての要望書が出されていることもあって、どこまでが認められた範囲なのか、どう対応すればよいのかといった点について、大学によって解釈と対応が分かれている現状です。お問い合わせをいただくことが多い点についてQ&Aの形でご説明するとともに、二次利用を適正かつ円滑に行うためのお願いをまとめさせていただきました。

③Q: 大学入試問題の出典はどの程度明示されているのですか？

A: 国語ではほぼ100%、英語では40%程度出典が明示されています。適切・迅速な著作権処理を行うために、出典情報の提供にご協力ください。

当協会の調査では、国語入試問題の素材文では、ほぼ100%出典が明記されています。英語入試問題における長文の英語素材文に出典が明示されているのは40%程度ですが、毎年明示される学校数が増加しています。

出典が明示されていない素材文を利用する場合は、大学へのお問い合わせや、ネット検索や図書館等で原典を調査の上、著作権者に必要な許諾申請を行います。

また、相当な努力により調査をしても著作権情報が不明な場合は、権利者の了解を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、著作物等の通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより適法にその著作物等を利用することができる「裁定制度(著作権法67条)」を利用する場合もございます。

入試問題そのものに出典を明記していただくと助かりますが、出題方針等から掲載されない場合も、お問い合わせをさせていただいた際に、出典情報のご提供のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、貴校が入試のために新たに作成された素材文の場合は、お問い合わせをした際に、「オリジナルの素材文である」とお教えてください。